

天童市水道スマートメーター導入事業 業務仕様書

令和7年4月25日
山形県天童市上下水道課

天童市水道スマートメーター導入事業 業務仕様書

第1章 総則

（目的）

第1条 本仕様書は、天童市への水道スマートメーター導入事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（実施範囲）

第2条 当該事業の範囲は、水道自動検針システムのほか、次のシステム利用に必要な業務とする。

- （1）水道自動検針システムの提供
- （2）無線通信端末（接続に必要な資材含む）の調達・各種設定・稼働確認
- （3）通信回線の選定・調達・各種設定
- （4）水道自動検針システムへのデータ入力・各種設定・稼働確認

（業務の履行）

第3条 受注者は、水道自動検針業務の円滑な移行に寄与するため、天童市と十分協議のうえ、誠実かつ適正に業務を履行しなければならない。

（履行期間）

第4条 業務は、次の期限までに履行し、利用開始までに天童市に引き渡すこと。

- （1）システム導入期間：契約締結日から令和8年3月末まで
- （2）システム仮運用期間：（1）の期間中に設定し、検針値取得状況を確認すること。
- （3）システム利用開始：令和8年4月1日から
ただし、各物品の納品及び提供時期は以下のとおりとする。
 - ア 無線通信端末：令和7年9月末日まで納品すること。
 - イ 自動検針システム：令和8年3月末日までに利用可能な状態で提供すること。

（法令の遵守）

第5条 受注者は、業務の履行にあたり、電波法、電気通信事業法等の関係法令のほか、天童市の各種条例を遵守しなければならない。

第2章 事業内容

（調達物品・数量・システム内容）

第6条 調達物品・数量、システム内容は次のとおりとする。

- （1）無線通信端末 100台（接続に必要な資材含む）

(2) 自動検針用システム（クラウド型）一式
(業務範囲及び内容)

第7条 当該事業に必要な業務範囲及び内容は次のとおりとする。

- (1) 自動検針システムの提供にあたっては、天童市、料金システムベンダー及び他関係者（水道利用者を除く）との調整を含むものとする。
- (2) 無線通信端末の設置にあたっては、天童市にて選定した事業者で実施することから、施工業者との調整、設置方法の指導等を含むものとする。（無線通信端末設置に関する住民への事前周知等は天童市で実施する。）
- (3) 無線通信端末は、天童市にて設置済みの電子メーターと接続することを基本とする。
- (4) 通信が不安定または不通箇所が発生した場合には、代替案を提示し、天童市と協議のうえ対応方法を決定するものとする。
- (5) 第4条（3）に定める利用開始前に発生する通信費は、本業務費用に含むものとする。

第3章 仕様

(システム構成)

第8条 各種システムはクラウド型サービスで提供すること。システムに接続する際は必要なセキュリティ対策を施したうえで、インターネット回線等で接続すること。

(システム利用端末)

第9条 天童市の業務パソコン等システム利用端末は次の利用環境を前提とすること。ソフトウェア等のインストールが必要な場合は、業務パソコン等の対応方法を提案書に明記し導入に係る費用も本契約に含めること。

項目	内容	備考
OS	Windows10 以上 Android10 以上 iOS12 以上	
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Apple Safari	

(無線通信端末仕様)

第10条 無線通信端末の仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 無線通信端末は、現在設置している複数メーカーの電子式水道メーターまた

は水道メーター用表示器と有線で接続し、検針値、警報等を無線で送信する機能を有すること。

- (2) 無線通信端末は屋外設置型とし、気温－10℃～50℃の環境下においても動作保証がされていること。
- (3) 無線通信端末の電源は電池式とし、電池容量は所定の動作において利用開始後8年間（水道メーターの検定有効期間の満了）使用できる容量を確保していること。
- (4) 電池電圧低下のアラームを自動検針用システムで確認できること。
- (5) 無線通信端末は、端末の異常等を検知し遠隔で把握可能なものであること。
- (6) 無線通信端末は、不具合及び機能向上のためソフトウェアバージョンアップ等に対応可能なものであること。
- (7) 無線通信端末は、水道メーター及び自動検針システムとの接続状況が確認可能なものであること。
- (8) 無線通信端末は、平成5年9月東京都水道局制定「自動検針メーター通信機能仕様（Ver2.6A）」に準拠した電文に対応したものであること。
- (9) 無線通信端末は、電子式水道メーターから1時間ごとの指針値を取得し、1日1回システムへ電文送信する機能を有すること。
- (10) 無線通信端末は、電子式水道メーターから発呼される警報情報をシステムに遅滞なく電文送信する機能を有すること。
- (11) 無線通信端末は、電子式水道メーターからロードサーベイ値を取得し、システムに電文送信する機能を有すること。
- (12) 無線通信端末は、その機体耐用年数（8年）内に通信方式が利用中止となる等、機種全体が使用できなくなった場合、天童市に負担が発生することなく個々の無線通信端末機で当該年数の使用を担保できるようにすること。

（水道自動検針システム仕様）

第11条 水道自動検針システムの仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 電子式水道メーターから取得した各種情報を保存し、天童市の業務パソコン等でデータを閲覧、取得できる機能を有すること。
- (2) 天童市の業務パソコン等で定期検針日の検針値データをCSVファイルで取得できる機能を有すること。なお、天童市が現在利用している水道料金システムへのCSVファイル取込みにあたって水道料金システムの改修が必要になった場合は、システムベンダーとの協議、調整等に協力すること。
- (3) 電子式水道メーターから及び無線通信端末から発呼される警報情報の電文を受信し、天童市の業務パソコン等で遅滞なく確認できる機能を有すること。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有すること。
- (4) 天童市の業務パソコン等でロードサーベイを起動し、データ取得できる機能

を有すること。

- (5) 天童市の業務パソコン等から、現地の電子式水道メーターに対して、警報情報等のしきい値を遠隔設定できる機能を有すること。
- (6) 利用者氏名など個人情報を入力しなくとも利用可能なこと。システム利用にあたっては適切なセキュリティ対策が施されていること。

第4章 保証等

(検査)

第12条 受注者は、業務が完了した場合は完了届及び成果物等を納入し、天童市の検査を受けること。検査の結果、これに合格しなかった場合は、天童市の指示に従い必要な修正を行うこと。

(保証)

第13条 受注者の保証期間は、前条における検査合格の日から1年間とする。予備として天童市が保管する無線通信端末の保証についても、天童市の攻めに帰すべき事由による場合を除き、前条における検査合格の日から1年間とする。

第5章 情報の取り扱い

(個人情報)

第14条 業務の遂行にあたっての、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、天童市及び受注者が相手方から提供を受けた個人情報及び業務遂行により知り得た個人情報は、次に定める事項を遵守すること。

(1) 秘密の保持

- ア 天童市及び受注者は、個人情報を第三者へ漏洩してはならない。
- イ 天童市及び受注者は、個人情報を厳重に管理し、保持しなければならない。
- ウ 天童市及び受注者は、個人情報について業務遂行の目的以外に利用及び保持してはならない。
- エ 本項の規定は、本契約の終了に関わらず効力を有する。

(2) 情報の返還または廃棄

- ア 天童市及び受注者は本契約期間満了後、または期間完了前であっても、以後、個人情報を保持する必要がなくなったことを確認した場合は、速やかに個人情報を含む文書、または磁気ディスク等記録媒体の一切を相手方に返還または廃棄しなければならない。
- イ 天童市及び受注者は、個人情報を含む文書、磁気ディスク等を廃棄する場合には、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 個人情報が記載された用紙を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にしてから廃棄すること。

(イ) 個人情報を記録した記録媒体を廃棄する場合は、個人情報を完全に消去するか記録媒体を物理的に破壊してから廃棄すること。

(ウ) 個人情報の廃棄を行った場合は、天童市及び受注者は、相手方の求めがあったときには、廃棄した旨を相手方へ報告すること。

(3) 検査及び報告

ア 天童市は、受注者に事前に通知したうえ、受注者の作業場所に立ち入り、個人情報の管理状況を検査することができる。

イ 個人情報の管理状況等に関し、天童市が受注者に報告を求めた場合は、受注者はすみやかに所要事項を天童市へ報告しなければならない。

(4) 受注者以外の個人情報の取扱い

ア 受注者は、天童市の承諾を得て、本業務を第三者に再発注をする場合で、当該再発注先が業務の遂行上、個人情報を取扱うときは、受注者と同様の守秘義務を負わせなければならない。

イ 受注者は、自己以外に本個人情報を取扱わせる場合は、あらかじめ文書により天童市に通知し、事前承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第15条 前条によらない本業務に関わる情報については、次に定める事項を遵守すること。なお、本条の規定は契約の終了に関わらず効力を有するものとする。

(1) 天童市及び受注者は、業務の遂行によって得られた情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、改ざん、盗難、漏洩及び不正利用等が生じないよう万全の対策を講じること。

(2) 天童市及び受注者は、情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、契約書類等を第三者に開示する必要がある場合で、相手方の事前承認を得たときはこの限りではない。このとき、開示者は、当該第三者に本仕様書において自己が負うのと同等の義務を課し、かつ当該開示に伴う全責任を負うものとする。

(3) 天童市及び受注者は、業務が完了した場合は、相手方から提供された情報について、相手方の指示に従って返還または廃棄すること。

第6章 その他

(システム利用料等)

第16条 本業務完了後の各種システム利用に関わる料金は、第4条(3)に定めるシステム利用開始(令和8年4月)から発生するものとする。

(損害賠償)

第 17 条 受注者の責に帰すべき理由により、天童市または第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

(疑義事項)

第 18 条 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、天童市と協議のうえ決定すること。

(追加提案)

第 19 条 他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本事業の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、追加提案を行うこと。

以 上